

## 健康維持・リフレッシュ事業

### ○対象者（利用できる方）

要介護度区分3・4・5で、在宅で生活している方

※施設で生活している方は基本ご利用いただけませんが、有料老人ホーム等一部ご利用いただける方もいます。疑問等ありましたら介護保険課まで。

### ○サービスの利用方法

次の書類を介護保険課に提出してください。

- ・健康維持・リフレッシュ事業利用申請書
- ・介護保険被保険者証の写し

提出後、対象となる方には利用者資格認定証と利用券をお送りします。

### ○サービスの内容

#### 1 サービスの種類

柔道整復、鍼、灸、あん摩マッサージ指圧

#### 2 利用できる回数

最高で月4回まで。

利用券には、利用できる月を印字しています。前月に残った分を翌月に使うことはできませんのでご注意ください。

（例：6月分の利用券が1枚残っている→7月に使うことはできません。）

#### 3 サービス日の決定

登録施術所一覧から施術者を選び、直接電話等で連絡を取り日程調節してください。約束した日時に施術の先生がお宅を訪問し、施術を行います。

#### 4 施術を受ける前

施術の先生に登録証を見せてもらってください。

（施術の先生には、和歌山市に健康維持・リフレッシュ事業の施術者として登録している証に必ずお渡ししています。）

また、利用者資格認定証を施術の先生に見せてください。

先生には、身体の調子や現在受けている治療・サービスの状況を必ず説明してあげてください。

## 5 施術の実施

施術の時間は20分から30分を目途としています。

本人の状態によっては、施術の先生が時間を短縮することがあります。

## 6 施術が終わった後

利用日と名前を記入し、押印した利用券と自己負担額200円（1回につき）を施術の先生に渡してください。

## 7 領収証の発行

施術の先生から領収証を受け取ってください。

（領収証の発行は、施術の先生に義務付けています。）

## ○利用券等の返却

次の場合は、認定証と利用券を返却してください。

- 1 転出・死亡したとき
- 2 施設に入所したとき

## ○注意事項

- ・このサービスは、和歌山市独自のサービスです。
- ・医療保険には使用できません。
- ・施術利用のために、介護保険制度のケアプランを変更する場合は、必ずケアマネージャーさんと相談してからにしてください。  
（例：訪問リハビリテーションの利用を中止し、健康維持・リフレッシュの施術を受けたい等）

## ○問い合わせ・申請書提出先

〒640-8511

和歌山市七番丁23番地 和歌山市 介護保険課

電話： 073-435-1190

Mail： kaigohoken@city.wakayama.lg.jp